

令和8年白浜町議会第2回定例会 会議録(第4号)

1. 開 会 令和8年6月16日 白浜町議会第2回定例会を白浜町役場
議場において 9 時 5 8 分 開会した。

1. 開 議 令和8年6月16日 9 時 5 8 分

1. 閉 議 令和8年6月16日 13 時 4 1 分

1. 延 会 令和8年6月16日 13 時 4 1 分

1. 議員定数 12名

1. 応招及び不応招議員の氏名
第1日目のとおり

1. 出席及び欠席議員の氏名
出席議員 12名 その議席番号及び氏名は、次のとおりである。

1 番	小 森	一 典	2 番	松 田	剛 治
3 番	菊 原	章	4 番	長 野	莊 一
5 番	鈴 木	彬 人	6 番	真 鍋	和 功
7 番	古 田	彩	8 番	丸 谷	和 樹
9 番	廣 畑	志 保	10 番	黒 田	武 士
11 番	溝 口	耕太郎	12 番	雑 賀	弥 一

欠席議員 なし

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名は、次のとおりである。

事 務 局 長 小 川 敦 司 事 務 主 任 西 啓太郎

1. 地方自治法第121条の規定により、議場に出席した者の職氏名は、次のとおりである。

町 長	大 江 康 弘	副 町 長	愛 須 康 徳
教 育 長	西 田 拓 大	会 計 管 理 者	藪 本 忍
町長公室長	玉 置 康 仁	総 務 課 長	山 崎 正 和
地域防災課長	木 村 晋	税 務 課 長	森 本 真 司
民 生 課 長	玉 井 由里香	住民保健課長	柴 田 浩 司
生活環境課長	榎 本 崇 広	観 光 課 長	新 田 将 史

富田事務所長

兼農林水産課長

兼農業委員会局長

上下水道課長

教育委員会

教育次長

総務課副課長

富田

康高

建設課長

清水

寿重

山口

和哉

日置川事務所長

東

剛史

岡田

慎也

消防長

楠川

雄平

小川

将克

1. 議事日程

日程第1	選挙第7号	白浜町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について
日程第2	報告第1号	令和7年度白浜町繰越明許費繰越について
日程第3	報告第2号	令和7年度白浜町事故繰越し繰越について
日程第4	報告第3号	令和7年度白浜町下水道事業特別会計予算繰越について
日程第5	報告第4号	令和7年度白浜町水道事業特別会計予算繰越について
日程第6	議案第54号	建物の処分について
日程第7	議案第55号	工事請負契約の一部変更について
日程第8	議案第56号	物品購入契約の締結について
日程第9	議案第57号	物品購入契約の締結について
日程第10	議案第58号	物品購入契約の締結について
日程第11	議案第59号	物品購入契約の締結について
日程第12	議案第60号	物品購入契約の締結について
日程第13	議案第61号	物品購入契約の締結について
日程第14	議案第62号	白浜町監査委員条例等の一部を改正する条例について
日程第15	議案第63号	白浜町農林業産業育成団地共同管理施設条例の一部を改正する条例について
日程第16	議案第64号	白浜町宿泊税条例の制定について
日程第17	議案第65号	訴えの提起について
日程第18	議案第66号	令和8年度白浜町一般会計補正予算（第1号）議定について
日程第19	議案第67号	令和8年度白浜町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）議定について
日程第20	議案第68号	令和8年度白浜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）議定について
日程第21	議案第69号	令和8年度白浜町介護保険特別会計補正予算（第1号）議定について
追加日程第23	議案第70号	白浜町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
追加日程第24	議案第71号	白浜町屋外広告物条例の制定について
追加日程第25	議案第72号	訴えの提起について

追加日程第26 議案第73号 令和8年度白浜町一般会計補正予算（第2号）議定について

日程第22 報告第5号 令和7年度白浜町土地開発公社経営状況の提出について

1. 会議に付した事件

日程第1から日程第21、追加日程第23から追加日程第26

1. 会議の経過

○議長

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。地方自治法第113条の規定に基づき、定足数に達しておりますので、ただいまから白浜町議会令和8年第2回定例会第4日目を開会します。

日程に入る前に、事務局長から諸報告を行います。

番外 事務局長 小川君

○番外（事務局長）

諸報告を行います。

本日の議事日程は、お手元に配布しております。

本日、休憩中に議会運営委員会の開催をお願いいたします。

以上で諸報告を終わります。

○議長

諸報告が終わりました。

ご了承のほどよろしくお願い申し上げます。

本日は、写真撮影を許可しております。

本日は暑いかと思いますので上着を脱いでいただいても結構かと思います。これより本日の会議を開きます。本日は、議案審議です。

（1）日程第1 選挙第7号 白浜町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について

○議長

日程第1 選挙第7号 白浜町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行います。

事務局長から案件を朗読いたします。

番外 事務局長 小川君

○番外（事務局長）

選挙第7号を朗読した。

○議長

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条の第2項の規定によって、指名推選にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は議長が指名する指名推選で行うことに決定しました。

資料を配布してください。

(資料配布)

○議 長

ただいまから、指名いたします。

選挙管理委員には、牛島 安二君、川井 照夫君、青山 茂樹君、岩城 祐朗君、以上の4名の方々を指名いたします。

お諮りします。

ただいま指名いたしました方々を白浜町選挙管理委員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました牛島 安二君、川井 照夫君、青山 茂樹君、岩城 祐朗君が白浜町選挙管理委員に当選されました。

次に、補充員には、杉谷 憲一君、田井 郁也君、坂本 規生君、川本 真哉君、以上の4名の方々を指名いたします。

お諮りします。

ただいま指名いたしました方々を白浜町選挙管理委員補充員と定めることにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました杉谷 憲一君、田井 郁也君、坂本 規生君、川本 真哉君が白浜町選挙管理委員補充員に当選されました。

次に、補充員の順序についてお諮りします。

補充の順序は、ただいま指名いたしました順序にしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、補充員の順序は、ただいま指名した順序のとおり決定いたしました。

(2) 日程第2 報告第1号 令和7年度白浜町繰越明許費繰越について

○議 長

日程第2 報告第1号 令和7年度白浜町繰越明許費繰越についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結いたします。

報告第1号は以上で終わります。

(3) 日程第3 報告第2号 令和7年度白浜町事故繰越し繰越について

○議 長

日程第3 報告第2号 令和7年度白浜町事故繰越し繰越についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結いたします。

報告第2号は以上で終わります。

(4) 日程第4 報告第3号 令和7年度白浜町下水道事業特別会計予算繰越について

○議 長

日程第4 報告第3号 令和7年度白浜町下水道事業特別会計予算繰越についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結いたします。

報告第3号は以上で終わります。

(5) 日程第5 報告第4号 令和7年度白浜町水道事業特別会計予算繰越について

○議 長

日程第5 報告第4号 令和7年度白浜町水道事業特別会計予算繰越についてを議題とし

ます。

本案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結いたします。

報告第4号は以上で終わります。

(6) 日程第6 議案第54号 建物の処分について

○議 長

日程第6 議案第54号 建物の処分についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結いたします。討論を行います。討論ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結いたします。採決いたします。お諮りします。

議案第54号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

(7) 日程第7 議案第55号 工事請負契約の一部変更について

○議 長

日程第7 議案第55号 工事請負契約の一部変更についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結いたします。討論を行います。討論ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結いたします。採決いたします。お諮りします。

議案第５５号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第５５号は原案のとおり可決されました。

(８) 日程第８ 議案第５６号 物品購入契約の締結について

○議 長

日程第８ 議案第５６号 物品購入契約の締結についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結いたします。討論を行います。討論ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結いたします。採決いたします。お諮りします。

議案第５６号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第５６号は原案のとおり可決されました。

(９) 日程第９ 議案第５７号 物品購入契約の締結について

○議 長

日程第９ 議案第５７号 物品購入契約の締結についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結いたします。討論を行います。討論ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結いたします。採決いたします。お諮りします。

議案第５７号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第５７号は原案のとおり可決されました。

(１０) 日程第１０ 議案第５８号 物品購入契約の締結について

○議 長

日程第１０ 議案第５８号 物品購入契約の締結についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結いたします。討論を行います。討論ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結いたします。採決いたします。お諮りします。

議案第５８号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第５８号は原案のとおり可決されました。

(１１) 日程第１１ 議案第５９号 物品購入契約の締結について

○議 長

日程第１１ 議案第５９号 物品購入契約の締結についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結いたします。討論を行います。討論ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結いたします。採決いたします。お諮りします。

議案第５９号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第５９号は原案のとおり可決されました。

(１２) 日程第１２ 議案第６０号 物品購入契約の締結について

○議 長

日程第１２ 議案第６０号 物品購入契約の締結についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結いたします。討論を行います。討論ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結いたします。採決いたします。お諮りします。

議案第６０号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第６０号は原案のとおり可決されました。

(１３) 日程第１３ 議案第６１号 物品購入契約の締結について

○議 長

日程第１３ 議案第６１号 物品購入契約の締結についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結いたします。討論を行います。討論ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結いたします。採決いたします。お諮りします。

議案第61号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

(14) 日程第14 議案第62号 白浜町監査委員条例等の一部を改正する条例について

○議 長

日程第14 議案第62号 白浜町監査委員条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結いたします。討論を行います。討論ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結いたします。採決いたします。お諮りします。

議案第62号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

(15) 日程第15 議案第63号 白浜町農林業産業育成団地共同管理施設条例の一部を改正する条例について

○議 長

日程第15 議案第63号 白浜町農林業産業育成団地共同管理施設条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結いたします。討論を行います。討論ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結いたします。採決いたします。お諮りします。

議案第63号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

(16) 日程第16 議案第64号 白浜町宿泊税条例の制定について

○議 長

日程第16 議案第64号 白浜町宿泊税条例の制定についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

○議 長

9番 廣畑君

○9 番

宿泊税のことについて、私はアンケートの文面を見させていただきました。その中で、反対のご意見の方が約7割、それから賛成の方が約3割というふうに私は分析したんですが、そこら辺町では十分この宿泊税について、事業者の皆さんや宿泊されているそのアンケートを書いてくださった皆さんに説明とか、そういう機会があったのでしょうか。

○議 長

番 外 税務課長 森本君

○番 外(税務課長)

お答えいたします。これまでの経過といたしまして、宿泊事業者の説明会を3回、3日間、それから大規模なホテル、旅館業の組織であります白浜温泉旅館協同組合への説明会を2回、南紀白浜観光協会への説明会、宿泊のお客様向けと宿泊事業者向けのアンケート調査、それから3回にわたる白浜町宿泊税検討委員会での議論を行ってまいりました。3月17日に町長、副町長、関係課で協議して検討委員会の報告書を白浜町の制度案ということで取りまとめて全ての宿泊事業者の方へ郵送通知をしてございます。

さらに、町広報での説明、掲載、町の公式ホームページでの説明、掲載、それから住民の皆様や宿泊事業者の意見募集としてのパブリックコメントも実施してきたところでございます。説明につきましてはしっかりと尽くされてきたものと考えており、本条例案を提出させていただいております。ご理解をよろしくお願いいたします。

○議 長

7番 古田君

○ 7 番

現在、宿泊税の前に入湯税も今入っていると。入湯税を払っておられるのに対し、今後さらに宿泊税も頂いてくるということで、二重負担に見えない説明というのはされているのでしょうか。答弁をお願いいたします。

○ 議 長

番 外 税務課長 森本君

○ 番 外 (税務課長)

はい、お答えいたします。入湯税は地方税法 701 条及び白浜町税条例で定められております温泉や鉱泉浴場を備えた施設を利用した際の入湯行為に対して課税される法定目的税です。宿泊税につきましては宿泊施設への宿泊行為に課税される法定外目的税ですので、税金がかかるものや行為を課税客体といたしますが、これらが異なっている。さらに、根拠法令も違うため二重課税ではないということに押さえております。

○ 議 長

12 番 雑賀君

○ 12 番

今、宿泊税と入湯税の話をお伺いしたんですけれども、今、一棟貸しなどで温泉付きの宿とかいうものがものすごくネット上で見かけるんですけれども、そのあたりも入湯税のほうは、把握されているでしょうか。

入湯税とともに宿泊税を OTA サイトからの予約になってると思うんですけれども、その辺りどうでしょうか。

○ 議 長

番 外 税務課長 森本君

○ 番 外 (税務課長)

はい。旅館業法の許可及び住宅宿泊事業法の届出の窓口というのは、田辺保健所になりますので、田辺保健所のほうからデータをいただきまして、そのデータを基に入湯税及び宿泊税を課税していく、そのほうに考えております。

○ 議 長

12 番 雑賀君

○ 12 番

旅館営業許可が保健所を通じてということなんですけども、最近町なかを歩いて見かけると、ここに営業実態はあるのかなというような宿泊施設を見かけるんですけれども、保健所の何ていうんですかね、保健所重視のところからで宿泊実績を照合できる体制を行政側でも整えるべきではないかと考えるのですが、どうでしょうか。

○ 議 長

番 外 税務課長 森本君

○ 番 外 (税務課長)

はい。先ほどの許可であつたり、届けであつたりは田辺保健所が窓口となりますので、まずは保健所のほうでそういった実態把握、違法な部分がないかなど適正な把握がなされるものだと思っております。

なお、保健所等からそういった不適切な事案とかの情報がありましたら、関係機関と連携

しながら取り組んでいきたいと思っております。

○議 長

9 番 廣畑君

○9 番

先ほどの質問に加えてですけれども、この協議がされてからまだ1年になってくると思うんですが、県なんかでも2年ほどかけて議論するような話になっていると思うんです。

1年というのは大変早いというふうに思うので、そこら辺どういうふうにお考えなんでしょうか。先ほどの反対されている方が大変多い現状の中で、その方に説明をしたってという一方的な説明ではないのでしょうか。

○議 長

番 外 税務課長 森本君

○番 外（税務課長）

はい。先ほどお答えさしてもらったとおりですね、一方的な説明ではなくて、お互いに話を聞きながら丁寧な説明もさせていただきながら、また定期的といいますか、きちんと議会にも報告させていただきながら、説明のほうはしっかり尽くさせていただいていると考えております。

○議 長

11 番 溝口君

○11 番

私のほうから3点お伺いいたします。まず、私は宿泊税につきましては賛成の立場であります。昔もはるか私は議員ならしていただいからでも、新たな税の導入であるとかそんなのも検討されて、けどなかなか実施というか実際の協議には入っていかず、今回踏み込んでやっと実現に今一歩手前まで来てるかなと思うわけであります。

そういった中で、昨日ですか、私のところにある宿泊の経営者の方からお電話1本ございまして、このことはぜひとも議場で言っと思っていただきたいとだったので、分かりましたと。

質問の前にあえて申し上げますけれども、この方は、この条例は多分賛成多数で可決されるであろうと、制定をされるであろうと、そのように認識をしておりますが、やはり最終は総務省の許可、国の許可がいつてくる。その中で今根回しとか、事前の協議等もやられているかと思いますが、簡単にこういった施行のあれが、うまくできるとそのようには思わないでいただきたいと。というようなご意見がちょっと溝口議員はどのようなお立場ですか、と聞かれたんですが、私は宿泊税の設定につきましては賛成の立場であります。しかしそのようないろいろな心配をされているというか、やはり今までの取組の経緯について、若干ご不信を持っておられるのかなと、そのようにお見受けを、お聞きをしました。このことは議場では話をさせていただきますと、そのように言って若干4、5分の電話だったかなと思うんですが、それを申し上げておきます。

それでまず申し訳ありません。質問でございしますが、以前これ全員協議会等で聞いたかなとは思いますが、もう一度再度繰り返しになるかと思うんですが、今回の宿泊税の導入をすることによって大体、その年々の宿泊客のお客さんの数によって税も変わってくると思うんですが、大体どれぐらいの平均的にはあるかなと、そのような試算というか、そこら辺今一度教えてください。

○議 長
番 外 税務課長 森本君

○番 外（税務課長）

はい。お答えいたします。

令和6年度の観光課からいただいた推計のデータなんですけれども、宿泊される方が171万人、その方々を4段階の段階的定額制の金額に当てはめさせていただいたところ、1年当たり約6億5,000万円の歳入を見込んでおります。

以上です。

○議 長
11番 溝口君

○11 番

6億5,000万円であると。そして今回の条例の中にはその税の徴収についての各宿泊施設において多分、機器類であるとか、それについての負担が増えるわけですが、それについての補助金制度が設けられておりますけれども。いろいろな協議、経営者の方々とお話をされてる中で、これぐらいの負担額でまあまあ仕方ないかと、いや実はもう少しできたら補助額というかそこら辺を上げていただきたいというか、そこら辺の意見的なあれはどんな感じだったんでしょうか。教えてください。

○議 長
番 外 税務課長 森本君

○番 外（税務課長）

はい。ほとんどのホテルでレジシステムというものを導入している。エージェントへの負担金、手数料が非常に多くかかっているということもいただいたところなんですけれども。その交付金をしっかり検討していただきたいというご意見いただきまして、検討委員会それから先行導入自治体の状況を見ながら、白浜町としてシステムの補助金、システム整備費等の補助金を考えているところでございます。

以上です。

○議 長
11番 溝口君

○11 番

そのようにして補助金を出して、設置をしていただくと。そこで町として、登録をされている宿泊業者の方で税の徴収をしてもらう、もらわなければならない宿泊所のこういったシステムの設置が完了しているかしてないかと、そこら辺のチェック体制というんかチェックというか、もう設置をほとんどこの白浜町の宿泊事業でされている方で、宿泊税の徴収を町のまず代理として行っていただく施設が、そういった機器等がすでに設置をされているされていないのそこら辺の確認の作業というのはどんな感じに町としてはなっているんですか。

○議 長
番 外 税務課長 森本君

○番 外（税務課長）

はい。宿泊税導入になってきましたら、まず導入のシステムの構築の補助金とか、そういったものの部分について、税務課のほうでまず特別徴収義務者への登録をまずしていただく

ことになります。それを登録していただいて、それから、所管が観光課になるんですけども、システムの導入の整備についての補助金のやりとりということで、そこで確認のほうさせてもらおうと思います。

以上です。

○議 長

11番 溝口君

○11 番

私、税務課長いったような、例えば100社宿泊施設の方があって宿泊税を徴収してもらうと。その、そういった方全てまあいうたら、今宿泊税を新たに徴収するわけですからそのシステムの大きい補助が100万円ぐらいいるか、小さかったら30万円いるか50万円か分かりませんが、そういった機器を設置をしていただいて、ここに町補助金出すわけですね。だから設置をしているところとしていないところのその把握というのは町としてはどのような体制を考えていらっしゃるのかどうか。100社あると白浜には。例えばですよ、例えば宿泊の施設があると。その100社全て宿泊税の徴収してもらうと。そこで機器を設置しているかしていないかとか、ここはもう機器設置せんで手書きで行ってるところもひょっとしたらあるかも分かりませんが、そこら辺税務課としたら、全ての町の宿泊をしていただける施設の把握状況というんですか、その機器の把握。いやここはもう手作業で皆書いて処理するんやとか、そこら辺の把握の仕方については、どのようになっているのか、そこら辺は万全なんでしょうか。

○議 長

番 外 税務課長 森本君

○番 外（税務課長）

レジシステムの導入をされてるかされてないか、その個々の宿泊事業者の調べというのはそこまでちょっと税務課ではする予定はございません。

○議 長

11番 溝口君

○11 番

そこら辺の調査というんか、漏れてたらその宿泊事業者は宿泊税徴収せんともう今までのままというような事態にもなりかねない。ですからそこら辺の把握というのは、それは総務課でやるんですか、どちらの課でやるんですか。

○議 長

番 外 総務課長 山崎君

○番 外（総務課長）

はい、今のご質問ですけども、総務課の方で把握することではないんですけども、これまで税務課、総務課、観光課、日置川事務所と一緒にですね、この施策の検討を進めてきたところでございますので、先ほどご質問ありました、システム入っているか入っていないかというのは、税務課長答弁したとおりですね、なかなかこちらで実態全て把握できているわけではございません。

ただ、こういう制度を導入するとしたらということで、アンケートを取ったときにですね、およそどれぐらいの費用がいるかであったりとか一部の事業者からはお答えいただいているん

ですけれども、お答えいただいた中の大半は50万円未満というご回答があったのと、中には分からないであるとか、もう少しもっと費用がかかるといった声もあったんですけれども、そういうところにつきましても、各事業者様で今も全て電話でお聞きして、されているところもあるでしょうし、システム入れてやっているところもありますので、そこはもうお宿様に応じた回収に対して、またシステム補助金なんかもですね、今ちょっと検討をしておりますので、その辺りはそういうところに対応していくお話になるのかなというふうに思っております。

○議長 長

11番 溝口君

○11番

すいません。そういうことですから、せっかく新しい税の宿泊税がスタートするわけですから、大きなある程度の宿泊施設であるとかだったらシステムバーンとこうして、あ、ここはこうではっきりと分かるであろうと。しかし、小さな事業者であつたら設置をしてないような、そこもしかし宿泊の受入れをしていると。ちゃんと費用をかけてそういったシステムのあれを作って、あと宿泊税の町の方針のとおり協力をしていただいて、代理でまず宿泊税の徴収をしていただいて、しかし他方によつたら、ひょつとしたら漏れている、徴収そういった宿泊税の徴収をされていない、そこら辺の事業者もひょつとしたらあり得るかも分かん。そこら辺の町として把握をしとかんと。ゆくゆく「あそこはしてないで」とか「ここは我々はしたのにあそこ宿泊税徴収してない」とか、そんな事態とか話の噂にでも上らないように、せっかく今これからスタートするわけですから、スタートするにあたって、そういった町から事業者さんに対してのお願いのあれでスタートするわけですが、そこらへん万全というか、そういったあれをしていただかないと、あと後々「何だ」というようなことにならんように、していただければなとそのように思います。

それと議長すいません。最後なんですけれど議案書の中で理由としまして持続可能な観光の振興を図る財源としてと、先ほど森本課長のほうからも令和6年度の例を例えましたらざっと6億5000万円が宿泊税として入ると。それを基に、観光振興を図るいろいろな施策を考えて町としていかれると、その観光施策を考える方法として、何か特別な委員会とかそんなものを立ち上げて、例えば令和6年度に考えましたら6億5000万円の宿泊税が徴収ありましたと。このお金を基に、どういった観光施策を考えていこうかと、それを考える何か委員会等とかそれを作られる考えがあるんか、それとも例えば町の観光課で主導して、いろいろアンケートをどう取ってこうやっていくとか、あとそこら辺の基本的な宿泊税を徴収した後の観光施策の立案をする、そういった体制というのはどのように今考えられてるのかをちょっと説明していただければ、よろしくお願いします。

○議長 長

番外 総務課長 山崎君

○番外（総務課長）

はい。今のご質問ですね、そういう特別な使途の検討委員会っていうようなものは、現在のところ考えてはいないんですけれども、また今後ですね、これまでも様々な白浜温泉街の活性化構想の計画であるとか、長期総合計画に沿った取組を進めてきているところもあることとですね、また今後新たな観光戦略ということで策定していく予定もございますので、

その中でどういうふうな施策が必要なのかとか、そういうふうなところの方向性に沿った内容で、そういう施策を検討していくと。

もちろん観光課の施策が多くなるんですけども、ほかにも各部署に絡む観光要素を含んだ、重要施策があると思いますので、その辺りは、その年の財源の中で考えていくということを想定しております。

○議 長

傍聴人に申し上げます。

静粛に願います。

(はいの声あり)

○議 長

11番 溝口君

○11 番

今、そういった宿泊税をいただいてその使い道っておかしいけど、観光施策考えるのでそういった特別な委員会等は立ち上げるつもりはないと。それならば提言をいたしますが、やはり新たなこういった税の制度を設けてお金を扱うと。その使い道というのは、やはり町民の皆さんからしたらかなり注目を集める、そういったことになろうかと思います。当然いろいろなやっぱりせんと、まず首長の重い考えでこうやとかいうようなあれで言ったら、それはちょっとというような批判もされるかも分かん。いろいろなケース考えられるのはやっぱり税の使い道という形になりますので、特に宿泊事業者の方が白浜町に代わって宿泊税のそのあれで徴収いただいて機械まで設置をして、税を徴収して白浜町に納めてもらうと。そんなんですから、かなり注目度はあろうかと思いますので、ですから後の使い道ですね観光振興策、また観光振興策につながるような事業であったりとか、インフラの整備であったりとか、直接観光施策には関係ないけどやっぱりインフラも大事な施策にもなっていくいろいろなその関連があろうかと思いますので、ですから集まったその財源の使い道というのは、十分庁内でも検討していただかないと、多くの町民の皆さん特に今回の宿泊税の徴収をしていただく宿泊業事業者の方からは、かなり注目を浴びて町がこれだけ集めたあれをどういうふうな使い道するのかなと。注視をされてることだと思いますので、その点は重々、庁内等で検討していただいて、発表なり、多分されては、随時やっていかれると思いますけれども。

その点気をつけて進めていっていただきたいと。そのように提言をして、質問を長々とすいません。終わります。

○議 長

ほかに質疑ございませんか。

8番 丸谷君

○8 番

全員協議会でもお話しさせていただいたんですが、やはり使用にあたって町としてのビジョンっていうものがすごく皆さん重要になってくると思うんです。なのでやはり、町民と宿泊税を納めていただける方に分かるためにも、町としてのビジョンというものをお答えいただきたいと思います。

○議 長

番 外 総務課長 山崎君

○番 外（総務課長）

はい。ビジョンということでございますけども、これまでも観光の振興の計画っていうのは示しながらですね、取り組んできたというところとですね、先ほど答弁でも少し触れたんですけれども、新たな観光戦略を検討する準備を今進めておりますので、そういうところとですね、しっかりと方向性なり、こういうところがニーズに合ってる部分であるとかそういう事業者さん、またお客様のニーズに沿った取組を取り入れていく必要があると思っておりますので、そこは新たな戦略の中でお示しできるのかなというふうにも思っております。

○議 長

8 番 丸谷君

○8 番

それを示すのはいつ頃になるのでしょうか。

○議 長

番 外 町長 大江君

○町 長

今総務課長が答弁をさしていただきました。先般、私、菊原議員の質問のときに今後の方向性とかということも答弁をさしていただきました。その時に、今回、国の観光庁のほうで15のこの私ども白浜町は、自治体として全国で初めてです。あとの14は観光協会だとか、いろんな全国の市町のそのような民間団体を選んでいただいてですね、観光戦略、我々はポストパンダの中の今後白浜における観光のあり方ということで応募をさしていただいたんですけれども、それを国の方で認めていただいたと。

今度、先般もお答えしましたけれども、戦略会議を立ち上げてましてですね、そこでしっかり議論もしていきたいなと、こんなふうに思っております。

私は基本的にやっぱり自分が今この立場の中でどこまで町長として責任が持てるのかという、そんな20年30年の先のことは、私は責任は持てない。

ただ、しかし、自分としてはやっぱり短期の中で目標を置いてですね、集中的にしっかりと答えが出せるようにやっていく。そのためにこの戦略会議、大変、いろんな立場で知見な経験を持っておられる皆さんでありますので、いずれそのメンバーが決まりましたら、またご報告もさせていただきたいと、こんなふうに思っています。

○議 長

ほかにございませんか。

9 番 廣畑君

○9 番

町長の今の発言の中で戦略会議ということを言われました。でも要は、町民事業者、様々に関係する方々をどういうふうに平等に集めて議論をするのか、どういうふうな会議になるのか、その構成メンバーについても、やっぱり皆が一定、納得できるような選ばれ方をしなければ理解が得られないというふうに考えますが、いかがでしょうか。

それから、前、町長が長期滞在していただけるようにっていうふうな言葉も言われましたが、長期滞在の方たちにも1泊につき幾らっていうふうなのを、10日だったら10日分かける10日っていうふうな形で徴収される、徴収じゃない、宿泊税をっていうふうなお考えでしょうか。

○議 長
番 外 町長 大江君

○町 長

屋上屋の答弁になりますけれども宿泊税のときにも申し上げたと思うんですけれども、例えば10泊されたら1泊分だというような、そんな徴収の仕方ではありません。一泊一泊でいただける、いただくという、この徴収制度であります。そして、前段の戦略会議ですけれども、もとより白浜町内の関係の皆さんにもお声がけをして、声を聞いて立ち上げていくということでありますから、すべてが町外、県外の皆さんばかりではありません。

○議 長

ほかございませんか。

9番 廣畑君

○9 番

先ほど長期滞在っていうふうなことで、実はアンケートの中に常連客だと。だけど、こういうふうな税を取られるんだったら考える、ようなアンケートの回答されてる方もいらっしゃいました。だから、そこら辺本当に宿泊税について、まだ皆さんに納得していただけるような形になっていないと思うのですが、そこら辺はどういうふうにお考えでしょうか。

○議 長

番 外 町長 大江君

○町 長

そこは、それぞれのとらえ方の違いだと思います。全く納得されていないというようなお言葉ですけれども、我々はそういう皆さんを切り捨てて今日まで来たわけではありません。先ほど森本課長が答弁をさせていただきましたけれども、丁寧に我々は積み上げてきたつもりであります。ですから、本来リゾートというのは、我々日本人というのは、ワーカーホリックといってやっぱり働き虫でですね。なかなか二泊三日以上の休みを取ることが、我々はそういう民族では、今日までなかったわけですね。ただ世界的な流れの中で、どういうふうにリゾートという、やっぱりそこに滞在をしていただくためにどういうことを我々がやっていくべきかという、またはそこは切り換えていかなければいけない。私はそんなもう時期は過ぎていると思うんですけれども。そういうことも含めて、今後白浜に来ていただいた方が1泊でも多くこの町に滞在をしていただいて、我々の町の魅力をしっかりと感じていただいてですね、やっぱりそういうふうな思い出を作ってもらえるような、そんな私は観光まちにしていきたいなど、このように思っています。

はい。

○議 長

1番 小森君

○1 番

これだけ関心を持って、新たな税に向けて取組を始めると。また、これが段階的に行けば、令和9年の3月でしょうか。今年度の最後から開始されるということで、また次年度ですね、宿泊税が新たな税収としていただけると。それについての使途用途っていうのも、やはり本当にこれだけの皆さんが関心を寄せているわけですから、そこら辺もですね、本当に町民に明確にですね、観光施策として本当に十分理解できるような施策に展開していただけるよう

にと願います。それだけ、私のほうからよろしく願いいたします。

以上です。

○議 長

ほかにございませんか。

1 2 番 雑賀君

○1 2 番

すいません、最後にいいですか。溝口議員のおっしゃられたこととちょっと、同じになるかもしれないんですけども。営業形態がどういう形態なのかっていうことを、すみ分けできるのであれば、しとくことによって徴収漏れがなくなると思いますので、例えば白浜というところは、リピート率の高いところでして、無人営業の形態の宿泊施設も多く、人数をごまかして泊まれる方もおられます。逆を返せば、こんだけしか泊まってないというような、申告の仕方もされる可能性もあるように思います。1棟5万円、5万円以上が宿泊税千円でしたかね。10人で割ったら幾らになるとかっていう計算にすれば、1人当たりにしたら宿泊税高くなると思うんですけども。人数ごまかすことが可能だったりすると思うので、保健所からの宿泊事業者の登録数で、どういう形態で営業しているのかっていうすみ分けを、調べることができるのであれば、調べて把握しておけば、そういうことが、防げることになるのかとも思うので、よろしく願いいたします。

○議 長

答弁は要らないですか。

1 2 番 雑賀君

○1 2 番

その辺、お願いします。

○議 長

番 外 税務課長 森本君

○番 外（税務課長）

はい、お答えいたします。宿泊税について申告しなかったりとか、あと、過少の申告されたりとか、そういった方にそれを思われる事案がありましたら、町のほうからも調査というのを行わさしていただきまして、税額を変更したり決定したりすることも、あるのかなと思ってます。合わせて無申告加算金とか、過少申告加算金等々も調節することもございますので、そういったところもきちんと、議員おっしゃるようにすみ分けもそうですけども、把握、実態把握に努めていきたいと思っております。

○議 長

質疑も尽くされたと思いますので、質疑を閉じることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

質疑を終結いたします。討論を行います。討論ございませんか。

○議 長

9 番 廣畑君（登壇）

○9 番

反対討論を行います。私は今、今の白浜の観光の業界というのは、スムーズにいつている

のか、状況はどうかのっていうことを考えます。コロナ禍から少しずつ回復し、それから持ち直してきました。ところがパンダがいなくなりました。そして中国のお客さんが来なくなりました。そしてさらに、今、イランの戦争でいろんな物資が不足して、物価高騰になってきています。国民そのものが今疲弊している中で、観光客が国内で増えていくのかということになると、なかなか考えにくい状態です。それで外国人をそしたらどれだけ招くのかのっていうことになれば、中国人観光客は大幅に減りました。ほかの国の人々も、まだまだ今もう、このやって来て、もうどうしようもないっていうふうな状況ではありません。今だからこそ、もうちょっとこの宿泊税については時期尚早ではないかというふうに考えます。

それから、アンケートを見ていると、どうして観光に関することなのに宿泊するものだけがそれを負わなければならないのかというふうな、疑問を呈しておられる方がいらっしゃいました。車中泊も今増えているってこの前一般質問で出てきていました。それからキャンプとか、今様々な形で泊まる人々がいます。そういうふうな中で、旅館やホテルに泊まる方々だけに、こういうふうな宿泊税を課すということについて、やはり疑問を示されている方がいらっしゃるということです。

とにかく、反対する方々の中にも、今ではないんじゃないか、この時期ではないんじゃないか、っていうふうに問われている方もいらっしゃいました。だから、この時期に本当に私たち議員で判断する、その時にはもっと多くの人々の今の現状を憂える声に耳を傾けて判断しなければならないというふうに私は考えています。そういうことで、今回の宿泊税のこの条例については、私は反対です。

○議 長

次に、賛成討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長

次に、再度反対討論ございますか。ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

次に、再度賛成討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。

これより議案第64号について採決いたします。

議案第64号について、原案に賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議 長

起立多数であります。

したがって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

(17) 日程第17 議案第65号 訴えの提起について

○議 長

日程第17 議案第65号 訴えの提起についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結いたします。討論を行います。討論ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結いたします。採決いたします。お諮りします。

議案第65号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

議案審議の途中でございますが、暫時休憩します。

(休憩 10 時 56 分 再開 11 時 20 分)

○議 長

再開します。

(18) 日程第18 議案第66号 令和8年度白浜町一般会計補正予算(第1号)議定について

○議 長

日程第18 議案第66号 令和8年度白浜町一般会計補正予算(第1号)議定についてを議題とします。

資料を配布してください。

(資料配布)

○議 長

議案第66号について、11番 溝口君、1番 小森君から、修正の動議が提出されたので配布しました。

本案は、修正案とあわせて議題とします。

まず、原案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

○議 長

9番 廣畑君

○9 番

ITビジネスオフィス管理費のところ、大きいほうで言えば73ページになります。補正関係で言ったら、15ページです。

ITビジネスオフィス管理費ということで、工事をされるというふうなことであるんですが、一般財源から4,121万2,000円ということがあてがっておられます。

実際、今、ＩＴオフィス、この前のあれでは全室、満杯だというふうにかかれていてるんですけども、現状はどんなもんなんですか。

○議 長

番 外 総務課長 山崎君

○番 外（総務課長）

今回のＩＴビジネスオフィスは第１のオフィスになるんですけども、５室ございまして、今現在、参考資料にもありますように５社、平成２９年から満室の状態ということでございます。

○議 長

議員の皆さんにお願いします。

まず、質疑する場合には、ページ数、そして 款何々、総務管理費何々という、この項目を言ってお願いできたらと思います。

以上であります。ほかに質疑ありませんか。

○議 長

１番 小森君

○１ 番

それでは２点ほど、お伺いします。まずは８５ページです。

款６ 農林水産業費 項２ 林業費 目２ 林業振興費で、今回林政アドバイザー委託料３９万１千円が計上されています。後ろの参考資料にも、説明書きが添付されてますけれども。ここではやはり昨今、山林を管理することが非常に難しくなっておりますけれども、白浜町はそもそも、面積の９割近くがですね、林野に覆われています。今白浜町内の森林管理については、どのような状況であるのでしょうか、まずお伺いいたします。

○議 長

番 外 農林水産課長 富田君

○番 外（農林水産課長）

今、現在、質問いただきましたことにお答えさせていただきます。

白浜町では、白浜町の森林の割合については８１％でございます。その中で人工林が約９、３００ヘクタールございます。その中で管理権集積計画を令和３年度から５か年、５年進めているところでございます。現在では間伐等、１１１．２ヘクタールを実施しており、まだ１．２％の実施となっております。今後についても、引き続き進めていく予定でございます。

○議 長

１番 小森君

○１ 番

今回の地域林政アドバイザー、この委託事業というふうにかかれていています。そもそも地域林政アドバイザーって、何個か要件がございます。例えば、森林総合管理士登録者、技術士、森林部門ですね。林学技師、そして、認定森林施策プランナーとか経営プランナー等々があります。で、委託されるということになるとおそらく委託先にもそのような要件を満たしている方いらっしゃると思うんですけども。大体、その委託先等々は大体めどが立ってるんじゃないでしょうか。全国の自治体で調べましたら、主に元県職員のＯＢがですね、任用活用で、臨時でこのアドバイザーに就任したりとかいうケースあるんですけども、当町としてはど

うでしょうか。

○議 長

番 外 農林水産課長 富田君

○番 外（農林水産課長）

地域林政アドバイザーの選定にあたりましては、林業に関する専門性、実務経験、また当町独自の林業における地域性を熟知していることが望ましく、公募、また有識者からの推選も視野に入れて慎重に審議を進めてまいります。具体的には、林業技師や、林業普及指導員などの資格保有者、林野庁の実施する地域森林アドバイザー研修の修了者などにおいて、当町の林業に熟知十分理解されている方を想定しております。

○議 長

1 番 小森君

○1 番

はい、分かりました。非常に1次産業の中でも、林業関係ですね。本当に急務であることと存じます。白浜町は本当に林野に覆われている地域ですので、そういう、森林管理がですね、適正に進められますように、いいね、こういう事業になるようにと願っております。

以上です。

○議 長

1 番 小森君

○1 番

2点目は、92ページになります。

款10教育費 項5社会教育費 目4図書館費で、節17備品購入費 移動図書館車購入費550万9,000円が計上されております。で、これも後ろの参考資料を見ましたら、車の写真からですね、その関係についての説明等々があります。これ非常にすばらしい事業であると思うんですけども。一体、どの時期ぐらいから、この移動式の車を購入するような計画等々が立てられていたことでありまじょうか、説明をお願いいたします。

○議 長

番 外 教育次長 岡田君

○番 外（教育次長）

はい。こちらの移動図書館の販売移動図書館車につきましては、宝くじの助成事業の部分で申請、令和7年度からなんですけどしております。ただ令和7年度の申請は不採択というふうな形になりまして、改めて令和8年度をですね、申請したところ、このたび無事に採択いただいたということで、今回の補正予算に計上させていただいたものでございます。昨年、一昨年から、計画のほうはしてございました。

以上でございます。

○議 長

1 番 小森君

○1 番

はい。説明ありがとうございました。本当に非常にすばらしい事業でありますんで、今後これを事業化するときにはですね、その事業の展開とか内容とかは、どのようにお考えになられてることでありまじょうか。

○議 長

番 外 教育次長 岡田君

○番 外（教育次長）

はい。展開なんですけれども、まず、運行計画につきましては今現在ツーパターン考えてございます。まず、1つ目はルート運行ということで、こちらは月に2回程度の頻度で巡回を予定しております。1回はこれまで公用車で行っておりました富田地域の福祉施設への巡回があるんですが、そちらを移動図書館、移動図書館車に切り換えて実施したいと考えてございます。それからもう1回は、新たに日置川地域の山間部、特に三舞・川添地区を中心に巡回したいと考えてございます。具体的には選挙の投票区のある地区の単位、8か所を巡回する予定としておりまして、1か所当たりおおむね30分程度の滞在時間を考えてございます。それから2点目、2つ目の運行としまして、スポットでの運行を考えてございます。こちらは子どもまつりであったり、しらはぐといった町民の皆様が多く集まるイベントに出向する形で活用したいと考えております。これによりまして移動図書販売車そのものの周知を図るとともに、多くの町民の皆様に読書に親しんでいただきたいと、そのように考えてございます。

以上でございます。

○議 長

1 番 小森君

○1 番

はい。ありがとうございます。そのような計画、予定等々伺えてよかったです。本当になかなか図書館に出向いていくことが難しい方々や地域の皆さんもいらっしゃると思いますので、ぜひ、図書に触れるといいですか、こういうサービスを通してですね、読書に親しむような、こういうすばらしい事業になっていただくようにとお願い申し上げて、終わりにいたします。

○議 長

ほかに質疑ございませんか。

○議 長

1 1 番 溝口君

○1 1 番

すいません。1点だけ確認をさせていただきたいと思います。予算書の89ページの目6の教育諸費の空調設備更新事業、更新工事ですね。それと90ページの学校教育、目1の学校管理費の中の節14工事請負費で、1億4,716万1,000円、中学校体育館の空調設備の整備工事費と、これでずっと町内全域の学校の体育館の空調設備を一気にやられるのかなと。それと資材高騰いろいろな中で現物の調達というのがそこら辺とか、問題はないんですか。多分、もうこれから暑くなっていきますから、夏休みに入る前にまで工事終了させるんか、夏休み期間中にされるかそこら辺も、合わせてちょっと教えていただけたらと思うんですけども、どうですか。

○議 長

番 外 教育次長 岡田君

○番 外（教育次長）

はい。まず、夏休み中に工事ということになりますけれども、今回補正予算のほうを成立

いただけましたら、7月中に、一旦入札というふうな形になります。その後の着手になりますので、早くても夏、お盆等もありますので、夏休み中の完成というのはちょっと難しいと考えてございます。ただ聞いてみましたら、標準的な工期が約4か月というふうな形で聞いておりますので、早く、早ければ年明け、2月にはできるというふうな形で考えてございます。

それから、工事の中東情勢等に関しまして入札の不落であったり不調であったりという懸念ということもあろうかと思うんですけれども、その辺りにつきましては幸いですね、この県内の近隣ではそういった具体的な事案は上がっておりませんので、今後その辺りについては注視いたしまして、必要な対応をとっていきたいと考えてございます。

それから、今回のこの工事につきましては避難所を指定のある学校ということで、一旦、中学校のほうをさせていただきまして、今年度小学校の避難所指定のある体育館につきましては、設計業務のほうを当初予算で上げておりますので、今年度設計業務いたしまして来年度以降ですね、工事のほうを進めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議 長

11番 溝口君

○11 番

はい、そうですか。そしたら町内全ての中学校の体育館という認識でよろしいんですか。

例えば富中、白中、日置中、三舞中学校ですか、この4校それも同時に発注されるんか、だと思っんですけど、そこら辺とちょっと教えてください。

○議 長

番 外 教育次長 岡田君

○番 外（教育次長）

はい、今回は白浜中学校、富田中学校、三舞中学校、こちらは先ほども申し上げましたが、避難所指定のある体育館ということで進めてまいります。日置中学校の体育館につきましては指定外なので、また今後の対応となると考えてございます。

以上でございます。

○議 長

11番 溝口君

○11 番

はい、分かりました。

○議 長

ほかに質疑ございませんか。

（なしの声あり）

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

質疑を終結いたします。

次に、修正案について、提出者の説明を求めます。

○議 長

11番 溝口君（登壇）

○11 番

はい。それでは修正案としまして、修正動議を出させていただきます。

議案第66号 令和8年度白浜町一般会計補正予算（第1号）議定の修正案について、提案理由の説明を申し上げます。今回の修正動議の案としまして、移動式の愛玩動物火葬施設事業費でございます。

それでは歳入につきまして、まず項目を申し上げます。歳入につきましては款19 繰入金 項2基金繰入金 目1基金繰入金 節1財政調整基金繰入金から、1,558万3,000円を減額するとともに、今度は歳出でございます。歳出の款4衛生費 項2清掃費 目1塵芥処理費 節10の需用費、こちらは施設修繕料としまして266万5,000円の計上を修正後はゼロという提案であります。続きまして、節11役務費 リサイクル手数料1万2,000円をゼロ、自動車登録手数料27万3,000円をゼロ、自動車保険料としまして7万3,000円もゼロという修正後の提案でございます。続きまして、節12委託料、こちら散水栓設置業務委託料としまして、20万4,000円をゼロ、節17備品購入費としまして、移動式愛玩動物火葬炉搭載車と倉庫を合わせまして、1,217万9,000円をゼロと、続きまして、節18負担金 研修会等負担金補助交付金、6万6,000円をゼロ、続きまして、節26公課費 自動車重量税としまして、11万1,000円をゼロ。よって、合計修正案としまして1,598万3,000円の減額ということでございます。

次には修正案の提案理由と、具体的な提案理由をご説明をさせていただきます。こちら今回、移動式の、今申し上げました愛玩動物の火葬設置事業につきまして、去る5月15日の全員協議会等で、町当局から提案がございました。この全員協議会といいますのは次の議会、すなわち5月でありますから6月議会、今行われてます6月議会に向けて、当局としまして、予算を伴う新規事業であるとか、重要な議案等につきまして、特にそれでまた予算を伴う事業について、事前に議会に提案理由を説明をすると、そのような場でございます。その時に全員協議会5月15日の全員協議会で、一通りのこちらの動物愛玩火葬設置事業について、こういう事業で場所は平草原の管理公園の入口のところ、倉庫を改修して行いたいと、そのような提案がございました。私もこの事業そのものについては反対をする、そういった立場ではございません。私も自分の家で小さい子犬でございますが、飼って今年目を迎えて、今日も朝5時に起こされて、散歩に連れて行けと、また帰りも、一杯飲み会をあっても一旦家に帰り、散歩に連れて行ってから飲み会に行くという、今までの生活からしたら考えられないような、そういう生活の様式が5年前からあって、本当に我が娘は言うことを聞かんけど、犬は言葉しゃべれんけど言うこと聞いてくれるなど。それで本当に癒されるというんか、これで家族の中での夫婦の会話も以前よりはよく増えたなあと、そのように実感して飼ってよかったなど、そのように思っております。しかし、ここでそういった説明を受けました。本来、全員協議会がございましたら、その新規の事業について、事業費等も当然費用が要るわけありますから、この事業について、幾らの事業費を考えておると、というのでいろいろ議員の皆さんから質問、質疑応答があるわけあります。その時には、事業費等の金額の掲載等はございませんでした。こういった事業をすると、説明を担当課長から話をしていたいたわけあります。そこで、私は、全員協議会に議案として、6月議会に出すと、通常、

事業費が幾らですよと言って、やはり議員の皆さんから理解を求めるとそういうふうな説明、質疑応答をします。お金事業費、事業の目的とか内容、動物愛護のそういった精神にのっとってこういった事業を白浜町でと、それはよく十分理解をできるところでありますが、それでは一体事業費が幾らかかるのかと、それは当初ございませんでした。で私は事業費がないのに、次の議会にどうするんだと、担当課長にご説明しましたら今見積もりを依頼をしておいて、ちょっと今回の全員協議会には間に合いませんでしたと。次の6月2日の議会の初日ですね、議会の初日には、今回上程をされております当局からの議案の提案理由の説明というのがございます。今回も今まさに、一般会計補正予算（第1号議定）について審議をされておるわけですが、そのときには初期投資の分として、幾ら幾らかかると私が今申し上げました歳出の部分で細かく申し上げました1,558万3,000円ですか、こちらのあれについての決定を多分、予算が決まっておるのでそのときに、初日の2日の提案理由の説明のときに予算額を、初期投資の予算額をご説明をさせていただきたい、今までの議会審議のあり方としましたら、やはりその議会の前の全員協議会で当局として、これは重要な1つ議案であって、こういった費用がかかると。

ということで議会に事前にこういうな事業を計画して事業費は幾らであるというのがこれまでの運びであるし、またそうあらなければなりません。それが今回は、こういった事業をするんですと、それはその趣旨は賛同するものでありますが、その時には事業費の説明はなかった。

大体これぐらいになるかなとオフレコの、そのような決定をした金額ではございませんけれども大体こうかなと。その辺については6月2日の議会初日の、議案の提案理由の説明のときには間に合うかと思しますので、そこで合わせて詳しくご説明をさせていただきたいと思しますので、議員の皆さんも、ご理解というか、そこでしていただければと。そのような、議会の運営上からしたら、これはイレギュラー中のイレギュラーで、議会本番の初日のときに初めて予算を計上して説明をして、それで審議をして、了解をしていただきたいと、このような議会運びというのはあり得ません。ちょっと当局の方としたら少し勇み足で、だから私はそこで申し上げました。そこでもう1点、この事業は、初期投資の1,558万円で全て完結をするわけではございません。ペットの動物の犬、猫のそういった最後の焼却をするわけでございますから、ランニングコストというか、年間、何体を受けて、また、その処理料を一体幾らにするかとか、また体重、大きさによっても処理量も多分違うかと思えます。それといろんな経費も要ってこようかと思えます。人件費も要ってこようかと思えます。そういったものを合わせて、こちらは予測になろうかとは思いますが、それぞれ1年を通じて、大体これぐらいの入りがあり、税がこれぐらいで収支としたらこれぐらいが予測をされると、例えば、1年をして100万円のマイナスになるか、500万円のマイナスになるか、はたまた1,000万円ぐらいのマイナスになるか、そういった事業の予測ではありますが、当局として、初期投資はもうはっきりと大体1,558万3,000円はかかります。となればこれを運営する経費としての大体予測はこれぐらいになりますよと。そういったことを議会に予測ではありますが報告をしていただかない中で、この事業について趣旨はよく分かるわけですが、どうなるんか、どれぐらいの収支の予測とか、成り立っているのかと、しているのかと、そのような当局からの説明がない中で我々議員として、例えばこれが町民の皆さんから、溝口議員、そのことについては最もええ事業やなど。しかし、年間の予測の収支は

どういうふうな予測になってるんですかと、これは黒字会計になるんですか、それともマイナスどれぐらいか、そこら辺の予測はどういうふうになっていきますかと。住民の方に聞かれたときに、答えようがないわけです、議員として。もし、そういった初期投資は分かるけども通常の運営費の予測も分からんままで、議員として、例えば賛成をしたんですかと。それか反対をしたんですかとか、それを聞かれたときに、住民の皆さんに対して、返す言葉が議員としてございません。でありますから、私は町当局の方に、前の全員協議会のときに、もう少し丁寧な説明をして、次の議会までにやったら多分、はっきりと大体予測も大体立てられるだろうであろうと思いますので、もう一度9月議会に提出をして、次の9月議会の前の全員協議会に、こういった、もう初期投資はもうこれで今載ってますからほぼ決定であったと思いますけれども、年間の収支というんか、事業費については、これぐらいが予測をされますと。という、やはり議員に報告をしていただいて、その上でやはり我々議会議員は、判断をすると。今の状態は収支予算が立っておりませんというか報告を受けておりませんので、先ほど申しあげましたように住民の皆さんから、この事業は誠に動物を飼ってる方々にいいことやと、長年連れ添ったという言い方はあれですけど、10年15年20年と共に家の中で暮らしてきた動物が亡くなって、やはり人と同じ最後の終末を迎えさせてあげたいと。そのような思いは誠にいいけれども、町としての住民としてどういうそしたら予算になってるんですかと、我々議員として聞かれたときに、今の状態では答えようがないというか、聞いていないんですから我々。ですから私は町に、今一度、3か月この事業が遅くなっても何も問題というか支障はないんじゃないでしょうかと。発注の関係でやはり、今のうちに発注せんとちょっと品物が入らんとか、そんな事情はあろうかも分かりませんが、やはり初期投資だけの値段だけでこの事業を認めていただきたいと。

それで完結をするんならばそれでいいかと思いますが、これからずっと続いていくわけがあります。マイナスが、やはり人件費、1人雇えば400万円500万円の人件費がかかってくるわけであります。そしてこの白浜町に動物の飼われてる方、白浜町の何世帯の方が大体おるかなと、予測では何かおっしゃってましたけれども。また、周辺の上富田町さん、すさみ町さんのペットも場合によったら受入れをして、そのようでありますけれどもそうしたら年間どれぐらいの収支のあれになるかという、そういった予測が、聞かされて報告をいただいておりますので、今の初期投資の段階だけで判断をするというのは、私も賛同する立場の人間であります、議員として、この予算は今回の議会ではちょっとあれして、9月議会まで待つて、もう少し精査をされた収支予算であるとかをもう一度議会に報告をしていただいて、出されたらどうですかと、そのような意味で、今回修正動議を出させていただいて、今回はこの予算については一度保留をしてください、という思いで出させていただいたということでございます。でありますから、やはり住民の皆さんから我々議会の議員として様々な町の事業があったときに、この事業だけではございません。いろんな事業でやはり町民の方からこれのあれはどういうふうなあれになってるんだと、必ず聞かれたときに、その時にやはり答えられるような、そういった事業の内容、ですからその場でやはり、我々は議会とか、全員協議会の場で、当局に対して議員として質疑をするわけであります。

それが今は質疑ができないというような状況の中で、判断を求められておるわけありますから、これを何もこの事業をするなど反対やじゃなしに、今一度3か月待つて、もう少し説明のできる資料を提出をしていただきたいなと。そうなれば我々も、やはり住民の皆様

中には、やはり動物が嫌いな住民の方もいらっしゃるのもこれも現実であろうかと思います。そういった住民の皆さんから、例えば、マイナスが400万円500万円年間。それじゃそれについて、一般会計から補填をしなければならないわけです。動物がそういったものを生理的とか、もうどうしても受け入れられないという、そういった町民の方から、事業のためにマイナス補填ずっと500万円するんかとか、そういった状況も説明すらも今我々できないような、そういった状態の中での採決、承認というような形でありますので、ここは今一度、もう少し時間をかけて、再度説明をしていただければなという思いでの修正動議でございますので、議員の皆さん、そういうふうな思いで今回出させていただいておりますので、ご判断の上賛同いただけましたら、ありがたいかなという思いでございますので、どうかよろしくご審議のほどお願いを申し上げたいと思います。

以上でございます。

○議 長

修正案の説明が終わりました。

修正案に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、修正案に対する質疑を終わります。

議案第66号に関する討論を行います。

討論は次の順序で行います。1番 原案賛成者、2番 原案反対者及び修正案反対者、3番 原案賛成者、4番 修正案賛成者。この順番で行います。

まず、原案に賛成の方の討論を行います。討論ございませんか。

○議 長

3番 菊原君（登壇）

○3 番

私は、原案について賛成です。5月15日の全員協議会で同僚議員からいろいろと意見が出されました。が、事業についてのおおむね反対するものではありませんでした。ただ、当局の説明不足等があったため、長野議長から6月の議会に、予算を上程するのであれば、資料をつけてしっかり説明するように当局に指示がありました。6月2日の議会初日に提案理由の補足説明として、生活環境課長から丁寧な説明があったところです。私自身はペットを飼っていませんが、今回の愛玩動物の火葬炉の整備は、ペットを飼われてる方々の強い思いがあり、必要な事業であると思います。災害時に、避難所への同行避難も、国を挙げて取り組んでいます。それだけ愛玩動物への配慮が進んできているこの現状において、町内のペット、愛好家は、家族同然のペットが死んだとき、清掃センターへ持ち込み、斎場である炉で、ほかの死んだ動物と一緒に焼かれることは大変忍びがたいものです。この事業をすることで、町内はもちろんのこと、町外のペットの愛好者の方々が、焼骨の引き取りや家で供養するこ

とができ、大変喜んでいただけるものと思います。原案が否決されたとなれば、この事業を進めていくことはできません。死んだペットは今でも、今までのとおり火葬により、議会が判断したことになり、町民からのニーズを把握していないとなります。ペットの愛好家の声を聞き、前向きに判断した当局の原案を、私は賛成いたします。

○議 長

次に原案反対者及び修正案反対者の討論を行います。

討論ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

次に、原案賛成者の討論を行います。討論ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

次に、修正案賛成者の討論を行います。討論ございませんか。

○議 長

1 番 小森君（登壇）

○1 番

先ほど、溝口議員より修正案についての説明がなされていまして。私もこの施策については全く反対はしておりません。むしろ、そういう事業がもし展開すれば、動物を飼うペット飼う方々が本当にね、家族と一緒に過ごしてきた、そういうことをきちっと丁寧に最後看取れると、これはこれで本当にすばらしい事業でありますけれども、先ほど溝口議員がおっしゃったように、やはり補正予算で新規事業として計上するっていうことは、よほど重要議案、重点的な施策であるということをきちっと証明していただかなければなりません。というのも、私どもはよくその議員にさせていただいたときに、このようなその1つの議員の指標となるような議員必携を用いて、その中でどのようなこの議員としての取組をすればいいかという1つの教科書みたいのがあります。そこを少しちょっと部分的に読まさせていただきます。補正の予算の補正という項目ですけども、予算の補正をめぐって留意すべき事項を挙げると、まず補正の回数である。その回数については別に法令上制限はない。しかし、みだりに補正を重ねると、年間予算としての当初予算の意義がなくなり、また財政運営の一貫性が失われることになるので、必要最低限度にとどめるべきであるということと言うまでもない。

当初予算は、これ毎年大体おおむね3月です。当初予算は年間予算として編成していて、計画的にしかも効果的に執行しなければならないのに、何となく使って、何となく予算の不足を来し、安易に次から次へと追加し、年間7回から8回、あるいはそれ以上にわたって補正してる例もある云々とあります。つまりですね、本当にこの事業が早く事業化するための予算であるならば、先ほど溝口議員がおっしゃったように、もう少し丁寧な説明やそして今後の運営の事業計画書、活動計画書等々、概算でもいいのである程度こういう事業として今後取り組んでいきたいと、そのようなやはり十分な説明があつてよかったのではないかと願うわけであります。特に、今白浜町は財政的に非常に難しい時期を迎えております。こ

の事業に投資するということもですね、町民から託された大切な税金を用いてすることであり
ます。もちろん、ペットをこよなく愛する住民もいれば、一方では、そうではない住民も
います。ですから、もう少しだけ時間をかけて、私たち議員にですね、もう少し丁寧なこ
の取組を伝えていただければ、ペットをこよなく愛する住民、そして一方ではそうではない住
民にも、きちっとした説明や対応ができると思います。そういう意味ではですね、先ほど溝
口議員もおっしゃったように、もう少し時間をかけてゆっくりですね、この事業のすばらし
さを深めることですね、この事業が本当に多くの住民の皆さんにとって理解される町益と
なるような事業となるように私は願っておりますので、このような形でですね、またもう少
しだけ、ちょっと9月議会、もしくはそれ以降の議会に再度議案としてですね、提出してい
ただいて、ぜひこの事業ですね、すばらしい事業として理解できるように、取り組んでまい
りたいと願っております。

また、ほかの新規事業についてでもですね、このようなやはり、きちっと私たちはチェッ
ク機能としての役割が議員としては求められていますので、本当にその一つ一つの新しい事
業はですね、町益となるような、そのような取組になるように私たちはそう考えて進めてま
いりたいと願っておりますので、私は修正案に賛成させていただきたい次第でございます。

以上です。

○議 長

再度確認いたします。原案に賛成の方の討論はございませんか。ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

なしと認めます。

次に、原案反対者及び修正案反対者の討論はございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

なしと認めます。

次に、原案賛成者の討論はございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

なしと認めます。

次に、修正案賛成者の討論はございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

なしと認めます。

ないようですので、これで全ての討論を終結いたします。

これから、議案第66号を採決します。

まず、11番 溝口君、1番 小森君から提出された議案第66号に対する修正案につい
て、起立により採決を行います。

本修正案の賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○議 長

起立多数でございます。

したがって、修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決にした部分を除く、原案について起立により採決を行います。

修正議決した部分を除く部分について、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○議 長

起立多数であります。

したがって、議案第66号は修正した部分を除く部分は、原案のとおり可決されました。

議案審議の途中でございますが、暫時休憩します。

(休憩 12 時 07 分 再開 12 時 58 分)

○議 長

再開します。

(19) 日程第19 議案第67号 令和8年度白浜町国民健康保険事業特別会計補正予算
(第2号) 議定について

○議 長

日程第19 議案第67号 令和8年度白浜町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号) 議定についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

○議 長

1 番 小森君

○1 番

115 ページ、款1 総務費 項1 総務管理費 目1 一般管理費で、今回補正額865万4,000円が減額で上げられています。が、一般の職員給料のところでは4名って書いているんですけど、当初5名だったはずで計上されたやつが4名になってますけれども、この1名はどうした形でこういう処理をされたんでしょうか。説明をお願いします。

○議 長

番 外 住民保健課長 柴田君

○番 外(住民保健課長)

当初予算の編成のときにいた人数、職員で当初予算を計上しておりまして、人事異動によって異動になると、その辺が増になったり減になったりと、そういう形で今回は減額になっているということになります。

○議 長

1 番 小森君

○1 番

はい。といいますのは、やはり国保事業でですね、様々な事業が予定されてる中で、当初5名でその事業を運用しようという形で配置されたと思うんですけど、1名減ということで、やっぱり業務に支障が出るんじゃないかなと思って、今こういう質問させていただいた

わけですけれども、そこら辺まだ年度始まって2か月余りしかたっていないんですけど、国保事業のことですね、十分、住民サービスとしては回っているんでしょうか。どうでしょうか。

○議 長

番 外 住民保健課長 柴田君

○番 外（住民保健課長）

人数は、実質のところ、減っておりません。形的にはそうなっているんですけども、人数的には去年と今年変更ございませんので、支障はないかと思っております。

○議 長

1 番 小森君

○1 番

はい。分かりました。2年前かな、こども家庭センター等々とか、新事業も展開されて、まだこれ、準備の段階だと思うんですけども、やはり住民福祉を考えたときに様々な業務がですね、膨大であるので、もし支障があればやはりそういうところに手厚く職員を配置することで、より住民福祉サービスが運用されればと思って質問させていただいたんですけど、今、担当課長から業務に支障がないというのであれば、分かりました。

以上です。

○議 長

ほかに質疑ございませんか。

（なしの声あり）

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

質疑を終結いたします。討論を行います。討論ございませんか。

（なしの声あり）

○議 長

討論を終結いたします。採決いたします。お諮りします。

議案第67号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第67号は原案のとおり、可決されました。

（20）日程第20 議案第68号 令和8年度白浜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）議定について

○議 長

日程第20 議案第68号 白浜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）議定についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結いたします。討論を行います。討論ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結いたします。採決いたします。お諮りします。

議案第68号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第68号は原案のとおり、可決されました。

(21) 日程第21 議案第69号 令和8年度白浜町介護保険特別会計補正予算(第1号)
議定について

○議 長

日程第21 議案第69号 白浜町介護保険特別会計補正予算(第1号)議定についてを
議題とします。

本案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結いたします。討論を行います。討論ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結いたします。採決いたします。お諮りします。

議案第69号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第69号は原案のとおり、可決されました。

○議 長

議案審議の途中ですが、暫時休憩します。

(休憩 13 時 03 分 再開 13 時 17 分)

○議 長

再開します。

溝口議会運営委員長より、報告を行います。

1 1 番 議会運営委員長 溝口君（登壇）

○ 1 1 番

休憩中の議会運営委員会の協議結果をご報告いたします。

当局より、追加議案 4 件の提出がございました。それにつきましては、タブレットに配布しておりますので、議員の皆様ご確認のほどよろしく願いいたします。そうしまして、追加議案 4 件を日程に追加し、日程の順序を変更し議題とすることになりましたので、ご了承のほどお願いいたします。

以上で、報告を終わります。

○ 議 長

報告が終わりました。

当局から 4 件の追加議案の提出がありました。追加議案 4 件については、本日は提案理由の説明にとどめたいと思います。

お諮りします。

ただいま当局から提出のありました追加議案 4 件を追加日程とし、日程の順序を変更し、直ちに議題にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○ 議 長

異議なしと認めます。

したがって、追加議案 4 件は日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

（ 2 2 ）	追加日程第 2 3	議案第 7 0 号	白浜町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
	追加日程第 2 4	議案第 7 1 号	白浜町屋外広告物条例の制定について
	追加日程第 2 5	議案第 7 2 号	訴えの提起について
	追加日程第 2 6	議案第 7 3 号	令和 8 年度白浜町一般会計補正予算（第 2 号）議定について

○ 議 長

追加日程第 2 3 議案第 7 0 号から、追加日程第 2 6 議案第 7 3 号までの 4 件を一括として議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

番外 町長 大江君（登壇）

○ 番 外（町 長）

新たにご審議をお願いいたします案件の提案理由につきまして、ご説明申し上げたいと思います。

議案第 7 0 号 白浜町消防団員等公務災害補償条例の、一部を改正する条例につきましては、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、関係規定を改

正したいので提案するものでございます。

議案第71号 白浜町屋外広告物条例の制定につきましては、屋外広告物の表示及び、屋外広告物を掲出する物件の設置について、必要な規制の基準を定めたいので提案するものでございます。

議案第72号 訴えの提起につきましては、不動産の明渡しの請求を行いたいので、提案するものでございます。

議案第73号 令和8年度白浜町一般会計補正予算（第2号）議定につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に、1億3,978万3,000円を追加し、歳入、歳出予算総額を141億9,160万円と決めました。今回の補正につきましては、主に宿泊税における制度周知や町の収納システム改修経費並びに宿泊事業者に対する、システム改修補助金と宿泊税導入準備にかかる経費、経費の補正でございます。

詳細につきましては、担当課長よりご説明を申し上げます。よろしくお願い申し上げます。

○議長 長

続いて、補足説明を許可します。

番外 消防長 楠川君（登壇）

○番外（消防長）

議案第70号 白浜町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、議案書（P.157～160）に基づき、説明した。

○議長 長

番外 建設課長 清水君（登壇）

○番外（建設課長）

議案第71号 白浜町屋外広告物条例の制定について、議案書（P.161～173）に基づき、説明した。

○議長 長

番外 観光課長 新田君（登壇）

○番外（観光課長）

議案第72号 訴えの提起について、議案書（P.174～177）に基づき、説明した。

○議長 長

番外 総務課長 山崎君（登壇）

○番外（総務課長）

議案第73号 令和8年度白浜町一般会計補正予算（第2号）議定について、議案書（P.178～190）に基づき、説明した。

○議長 長

以上で、補足説明が終わりました。

審議の途中ですが、本日はこれをもって延会し、次回は明日6月17日水曜日、午前10時に開会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長 長

異議なしと認めます。

したがって、本日はこれをもって延会します。

議長 長野 莊一は、 13 時 41 分 延会を宣した。

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

令和 8 年 6 月 16 日

白浜町議会議長

白浜町議会議員

白浜町議会議員